

岡山・倉敷まちづくり協議会規約

(設置)

第1条 岡山市と倉敷市とは、各行政分野で連携を強め、相互に高め合い、補い合いながら、行政を効率的かつ安定的に運営することにより、市民サービスの質を向上させるため、岡山・倉敷まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会の委員は、1市につき3人とし、各市長が職員の中から指名する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて開催し、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の判断により、書面による表決をもって会議に代えることができる。

(関係職員等の出席)

第5条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人の出席を求めることができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、構成市の企画担当課長をもって充てる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、幹事及び担当職員をもって構成し、協議会の運営に必要な事項及び協議会より委ねられた事項について審議する。

- 2 幹事会は、必要に応じて開くものとし、会長市の幹事が招集する。
- 3 幹事会の議長は、会長市の幹事をもって充てる。

(部会)

第8条 協議会の協議を専門的かつ効果的に行うため、部会を置くことができる。

2 部会の名称、協議事項、運営等については別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、会長の属する市の企画担当部門に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員の合議により定める。

附 則

この規約は、平成15年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年3月30日から施行する。